

大阪湾広域臨海環境整備センター埋立処分場見学等実施要領

(目的)

第1条 この要領は、大阪湾広域臨海環境整備センター（以下「センター」という。）が管理する埋立処分場の企業等及び住民等一般希望者の見学（以下「見学」という。）並びに行政機関等主催の見学及び行政機関等の視察（以下「視察」という。）（以下これらを「見学等」という。）に関して必要な事項を定め、もって見学者等の安全とセンター事業の円滑な実施を確保することを目的とする。

(見学等の対象施設)

第2条 見学等の対象施設は、大阪沖埋立処分場及び神戸沖埋立処分場（以下「施設」という。）とし、管理運営上安全かつ支障のない箇所とする。

(見学等の対象者)

第3条 見学等の対象者（以下「対象者」という。）は、行政機関等、企業等及び住民等一般希望者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定めるものは、対象者とししないものとする。

- (1) 小学校3年生以下の者（救命胴衣とヘルメットのサイズの関係から）
- (2) 指導者又は付添人が不在の未成年（小学校4年生以上18歳未満）の者
- (3) 危険な物品を携帯している者
- (4) 泥酔者の他、他人に危害を及ぼし、迷惑をかけるおそれのある者
- (5) 伝染病、感染症等に感染しているおそれがある者
- (6) 見学等当日に体調がすぐれない者（37.5℃以上の発熱など）

※ 交通船の乗降、施設内の歩行及び階段の昇降箇所がありますので、移動等配慮が必要な場合は、応募の際にお申し出ください。

(実施体制)

第4条 見学等の責任者は、次表のとおりとする。

施設名	責任者
大阪沖埋立処分場	大阪建設事務所長
神戸沖埋立処分場	兵庫建設事務所長

2 見学等の受付窓口は、次表のとおりとする。

施設名	見学等対象者	受付窓口
大阪沖埋立処分場	企業等	大阪建設事務所
	住民等一般希望者	
	行政機関等	総務課
神戸沖埋立処分場	企業等	兵庫建設事務所
	住民等一般希望者	
	行政機関等	総務課

(見学等の開催日時及び人数)

第5条 見学等の開催日時及び人数は、次表のとおりとする。

施設名	開催日 (※1・※2)	開催時間	人数 (※2)
大阪沖埋立処分場	毎月第2火曜日	12:30~15:00	20名以下/回
神戸沖埋立処分場	毎月第3火曜日	13:30~15:30	20名以下/回

(※1) 当該日が祝祭日の場合は、翌営業日とする。

(※2) 責任者が認める場合は、見学等の開催日時及び人数を変更することができる。

(見学等の申込手順)

第6条 施設の見学又は視察を希望する者(以下「申込者」という。)は、次の手順で申込を行う。

- (1) 申込者は、希望日の14日前までに受付窓口へ施設名、日時、人数、目的等を電話等で連絡する。
- (2) 受付窓口の担当職員(以下「受付職員」という。)は、速やかに次の①から④の資料を申込者へ電子メール等で送付する。

- ① 見学(視察)申込書(様式1)
- ② 見学(視察)者名簿(様式2)
- ③ 見学(視察)時の注意事項(資料1)
- ④ 案内図1又は案内図2

(3) 申込者は、希望日の7日前までに上記①及び②の資料を電子メール等で受付職員に提出する。

(4) 受付職員は、見学等の手続きが完了後、見学(視察)手続完了通知書(様式3)を申込者に電子メール等で送付する。

2 視察希望の連絡を受けた者は、次のとおり実施する。

- (1) 総務課以外の者は、速やかに総務課担当者へその内容を連絡する。
- (2) 総務課担当者は、当該視察の実施に向けたセンター内の調整を行う。

(見学等の取消等)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、見学等を取消し又は中止する。

- (1) 交通船が荒天等により運航できない場合
- (2) 施設の運転管理上支障が生じた場合
- (3) 見学及び視察者がこの要領に違反した場合(該当者のみ)
- (4) 見学及び視察者が見学等の目的を逸脱した場合(該当者のみ)
- (5) 見学及び視察者に小学校3年生以下の者がいた場合(当該団体のみ)
- (6) その他センターの業務上の都合により、見学が行えない場合

(職員の同行)

第8条 見学等にあたっては、センター職員(以下「担当職員」という。)が同行のうえ見学等施設の説明を行う。

(見学遵守事項)

第9条 担当職員は、見学及び視察者に次の各号に掲げる事項を示し、遵守させなければならない。

- (1) 事故等の危険性がある行為等を行わないこと。

- (2) 施設内の機材等を破損又はき損しないこと。
- (3) 指定以外の場所へ立入らないこと。
- (4) 見学（視察）中は、禁煙とする。
- (5) 見学（視察）中は飲食（水分補給を除く）をしないこと。
- (6) その他担当職員の指示に従うこと。

（損害賠償）

第 10 条 見学及び視察者は、施設内の機材等を破損又はき損したときは、その損害を賠償しなければならない。但し、やむを得ない事由があるとセンターが認める場合は、賠償を減額又は免除することがある。

2 見学者は、見学時の事故等の発生に備え、損害保険に加入するものとする。

（補則）

第 11 条 この要領に疑義が生じたとき、またはこの要領に定めのない事項については、総務課、大阪建設事務所及び兵庫建設事務所が協議のうえ、その都度定める。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(様式1)

年 月 日

大阪湾広域臨海環境整備センター 理事長 様

見学（視察）団体名（会社名）

○○○○○○○○○○

見学（視察）申込書

希 望 日	(大阪沖埋立処分場) 年 月 日 () 12時30分～15時00分	
	(神戸沖埋立処分場) 年 月 日 () 13時30分～15時30分	
責 任 者	団体（部署）名	
	氏 名	
	電話番号	
	FAX 番号	
	メールアドレス	
目 的		
人 数	○○名	
駐車希望台数	普通車	台 バス 台

誓約事項（企業等、住民等一般希望者は、内容を確認のうえチェック☑を付けてください。）

- 申請にあたり、荒天時（平均風速 10m/秒超若しくは、波高 1m 超）は、見学（視察）が中止になることを了解します。
- 貴職が管理する埋立工事現場（常時立入禁止区域）に当団体所属の見学参加者が立入るにあたり、見学者（参加者全員）に工事現場の危険性を十分伝えます。
- 見学中の事故等で見学者が負傷等した場合は、当方の責任で解決し、貴職にその責任を問いません。
- 見学者全員が損害保険に加入しています。

※ 個人情報の取扱いについて

見学（視察）の申込に際してご提供いただいた個人情報（氏名、団体名、電話番号、FAX 番号等）は、以下のとおり取り扱います。

- 個人情報は、次の目的のために利用します。
 - ・見学（視察）手続き及び見学（視察）責任者へのご連絡
 - ・各沖埋立処分場への立入に関する入退場管理（乗船名簿の作成等）
- 個人情報は、次の場合を除いて、第三者に提供しません。
 - ・ご本人が同意した場合
 - ・ご見学（視察）者の生命、身体の保護のために緊急に必要がある場合

(様式2)

見学（視察）者名簿

*見学（視察）日時： 年 月 日（ ）

	団体名（会社名）	氏 名	成年者(※1)・未成年者(※2)
1		見学（視察）団体責任者氏名	<input type="checkbox"/> 成年者・ <input type="checkbox"/> 未成年者
2			<input type="checkbox"/> 成年者・ <input type="checkbox"/> 未成年者
3			<input type="checkbox"/> 成年者・ <input type="checkbox"/> 未成年者
4			<input type="checkbox"/> 成年者・ <input type="checkbox"/> 未成年者
5			<input type="checkbox"/> 成年者・ <input type="checkbox"/> 未成年者
6			<input type="checkbox"/> 成年者・ <input type="checkbox"/> 未成年者
7			<input type="checkbox"/> 成年者・ <input type="checkbox"/> 未成年者
8			<input type="checkbox"/> 成年者・ <input type="checkbox"/> 未成年者
9			<input type="checkbox"/> 成年者・ <input type="checkbox"/> 未成年者
10			<input type="checkbox"/> 成年者・ <input type="checkbox"/> 未成年者
11			<input type="checkbox"/> 成年者・ <input type="checkbox"/> 未成年者
12			<input type="checkbox"/> 成年者・ <input type="checkbox"/> 未成年者
13			<input type="checkbox"/> 成年者・ <input type="checkbox"/> 未成年者
14			<input type="checkbox"/> 成年者・ <input type="checkbox"/> 未成年者
15			<input type="checkbox"/> 成年者・ <input type="checkbox"/> 未成年者
16			<input type="checkbox"/> 成年者・ <input type="checkbox"/> 未成年者
17			<input type="checkbox"/> 成年者・ <input type="checkbox"/> 未成年者
18			<input type="checkbox"/> 成年者・ <input type="checkbox"/> 未成年者
19			<input type="checkbox"/> 成年者・ <input type="checkbox"/> 未成年者
20			<input type="checkbox"/> 成年者・ <input type="checkbox"/> 未成年者

(※1) 成年者：18歳以上の方。

(※2) 未成年者：小学校4年生以上18歳未満の方とします。

(小学校3年生以下の方は、救命胴衣とヘルメットのサイズの関係から見学（視察）に参加できません。)

(※3) 上記に変更が生じた場合は、前日までに速やかにご連絡ください。

(資料1)

大阪沖・神戸沖埋立処分場 見学（視察）時の注意事項

- 大阪沖埋立処分場及び神戸沖埋立処分場（以下「処分場」という。）は、多数のトラックや大型重機が作業する危険な工事現場です。
 - 見学（視察）においては、揚陸施設・通路・階段等の傾斜が急であり、転倒するおそれがあります。
 - 海上の平地であることから、日陰が無く強風が吹きがちです。
 - 処分場の送迎には、作業員用の交通船を使うので、作業員等が同乗する場合があります。
したがって、見学（視察）者の皆様には、事故の未然防止を図るため、次の事項を守っていただく必要があります。
- (1) 見学（視察）者の制限
- 次に掲げる方々は見学（視察）できません。
- ・ 小学校3年生以下の方（救命胴衣とヘルメットのサイズの関係から）
 - ・ 指導者又は付添人が不在の未成年（小学校4年生以上18歳未満）の方
 - ・ 危険な物品を携帯している方
 - ・ 泥酔者の他、他人に危害を及ぼし、迷惑をかけるおそれのある方
 - ・ 伝染病、感染症等に感染しているおそれがある方
 - ・ 見学当日に体調がすぐれない方（37.5℃以上の発熱など）
- ※ 交通船の乗降、施設内の歩行及び階段の昇降箇所がありますので、移動等配慮が必要な場合は、応募の際にお申し出ください。
- (2) 損害保険の加入
- ・ 見学時の事故等の発生に備え、損害保険に加入してください。
- (3) 服装等
- ・ 当センターが貸与するライフジャケットとヘルメットを必ず着用してください。
 - ・ 動きやすい服装と歩きやすい履物を着用してください。（スカート、サンダル、ハイヒール、底の滑りやすい靴は不可）
 - ・ 夏季は熱中症に気をつけ、冬季は防寒着の着用が必要です。
 - ・ 粉塵対策及び感染症対策のためマスクは必ず着用してください。
- (4) 見学（視察）時の行動
- ・ 個人行動をせず、センター職員の指示に従い、集団で行動してください。
 - ・ 交通船の乗降の際は、転倒、転落に十分注意してください。
 - ・ 階段の昇降の際は、足元に気をつけてください。
 - ・ 埋立処分場内を移動する際は、左右を確認し作業車両に気をつけてください。
 - ・ 設備・装置・配線等には絶対に触れないでください。
 - ・ 交通船乗降の際、見学（視察）責任者は、見学（視察）者の人数確認を行ってください。
 - ・ 見学（視察）中は、全て禁煙とします。
 - ・ 見学（視察）中の飲食（水分補給を除く）は、禁止とします。
 - ・ ゴミは、各自お持ち帰りください。
 - ・ 埋立処分場及び交通船にはトイレがありませんので、建設事務所で事前に済ませてください。
- (5) 荒天時においては、現場での判断により、急遽、見学（視察）を中止することがあります。
- ・ 海のしげにより、交通船の運航に支障があるとき
 - ・ 強風により沖処分場内での移動に支障又は危険があるとき
- ◆ 見学（視察）責任者は、「注意事項」を熟読のうえ、見学（視察）者全員への周知、徹底をお願いします。
 - ◆ 荒天による中止は、前日の午後に判断します。中止の場合には、見学（視察）団体責任者に電話等で連絡します。
 - ◆ 気象状況の変化等により、当日急遽中止する場合があります。
（中止判断基準；平均風速10m/秒超又は波高1m超）

(様式3)

年 月 日

見学（視察）団体責任者 様

大阪湾広域臨海環境整備センター
理 事 長

見学（視察）申込手続完了通知書

○年○月○日付で申込みのあった見学（視察）について、下記のとおり申込手続が完了しましたのでお知らせします。

記

- 1 見学（視察）日時 年 月 日（ ）○○：○○～○○：○○
- 2 見学（視察）施設 ○○沖埋立処分場
- 3 見学（視察）参加者数 ○○名

(案内図1)

○大阪建設事務所



〒559-0032

大阪市住之江区南港南2-1-54

TEL (06) 6613-6406

FAX (06) 6613-6412

※大阪メトロニュートラム フェリーターミナル駅 徒歩5分

(案内図2)

○兵庫建設事務所



〒657-0853

神戸市灘区灘浜町1-2

TEL (078) 881-0761

FAX (078) 881-0760

※阪神電鉄 大石駅 徒歩15分